平成２８年（フ）第９６号
香川県高松市木太町2465番地27
債務者　鍋坂　　力（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０３号
香川県高松市松縄町1061番地２　コンフォート松縄405
債務者　友信　有加
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６０号
福岡市博多区那珂６丁目17番13―702号
債務者　幡手あけみ（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５６号
福岡市西区野方２丁目５番10―101号
債務者　天神林　武
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５２号
福岡市博多区博多駅南４丁目19番５―603号
債務者　北古賀博規
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５７号
福岡市南区清水１丁目22番24号
債務者　阿比留　祐
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７０号
福岡市東区和白５丁目１番23―103号
債務者　山田浩二郎
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１９号
福岡県太宰府市向佐野１丁目７番22号　ベア・パレス201号
債務者　井上　武明
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２５号
福岡市東区箱崎４丁目39番27―405号
債務者　小澤　和浩
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３６号
福岡市博多区光丘町３丁目１番10―206号
債務者　寺中　将大
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目12番15号（ステラⅡ102号）
債務者　箕輪刃寺芽
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９５号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目12番15号（ステラⅡ102号）
債務者　箕輪あゆみ
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町32番19号
債務者　折田　　勇
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
仙台市宮城野区白鳥１丁目28番30―609号、従前の住所宮城県宮城郡利府町葉山１丁目48番地６
債務者　安彦みな子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
宮城県多賀城市下馬３丁目17番７号　ゲヴァントハウス207号
債務者　登戸　久美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
仙台市太白区富沢３丁目２番34号　グリーンガーデン206
債務者　成田　一成
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
仙台市若林区南小泉３丁目８番３号　レジデンスヒロ101
債務者　小野寺　誠
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係